

◎障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件  
 新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>1・11（並）<br/>           別表<br/>           指定旧法施設支援単位数表<br/>           第1 旧身体障害者更生施設支援<br/>               1（略）<br/>               2 入院・外泊時加算</p> <p>入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスマ等及び基準該当障害福祉サービスマに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第10の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第17の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として所定単位数に</p> | <p>1・11（並）<br/>           別表<br/>           指定旧法施設支援単位数表<br/>           第1 旧身体障害者更生施設支援<br/>               1（略）<br/>               2 入院・外泊時加算</p> <p>入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2及び2の2において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスマ等及び基準該当障害福祉サービスマに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2及び2の2において同じ。）を認めた場合に、1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては、入院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度として所定単位数に</p> |

代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。はただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ・ロ（略）

2の2～10（略）

11 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第18項第2号に規定する支給決定障害者等という。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令附則第11条第2項により読み替えて適用する同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者という。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあつた月に属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合）にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。）である入所者（指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者

代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する旧指定身体障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。はただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ・ロ（略）

2の2～10（略）

11 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等という。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令附則第11条第2項により読み替えて適用する同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者という。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあつた月に属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合）にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者をいう。以下同じ。）である入所者（指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者

|   |   |
|---|---|
| <p>を除く。) に対して、当該旧指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間</p> <p>ゝ 1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>12 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> | <p>を除く。) に対して、当該旧指定身体障害者更生施設に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該旧指定身体障害者更生施設の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た旧指定身体障害者更生施設において、通所による指定旧法施設支援を行った場合に、平成24年3月31日までの間</p> <p>ゝ 1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>12 (略)</p> <p>第2～第6 (略)</p> |
|---|---|